

(資料1-1)

高収益作物次期作支援交付金の対象となる取組について

(1) 次期作に前向きに取組む生産者への支援

【交付単価】・10アール当たり5万円 (中山間地域は10アール当たり5.5万円)

【交付対象】・同一ほ場内に対して下表の取組項目のうち、2つを実施した面積

・交付は一ほ場につき1回限り

【留意点】・工、オの取組項目2つを同時に選択することはできません。

・後日、取組を実施したことが確認できる証拠書類(面積等整理表、購入伝票、作業日誌、写真等)が必要です。

※ 資材(種子・種苗・堆肥・農薬等)を購入した場合は、納品書等の明細が分かる書類(日付入り)としてください。

・取組実施により、作付面積が増加(現状以上)することを目標とします。(目標年度:令和3年度末)

<国が定める取組項目>

取組類型	取組項目	具体例	実績報告時に必要な証拠書類・確認方法	
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	① 機械化体系の導入	定植機や動力噴霧器などを購入(レタ、リース含む) ※R3.3.31までに使用する機械に限ります。 ※経営継続補助金で申請している機械購入は対象外となります。	・機械購入伝票 ・レタ、リース契約書 ・作業日誌等	
	② 集出荷経費の削減に資する資材の導入	大型鉄コンテナ、通い容器等の導入	・購入伝票 ・作業日誌 ・出荷記録等	
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	① 品目・品種等の導入	地域の指導機関が作成・監修した栽培カレンダーや講習会資料に基づく品目や品種の使用	・種苗等購入伝票 ・作業日誌等	◎ 推奨
	② 肥料・農薬等の購入	地域の指導機関が作成・監修した栽培カレンダーや講習会資料に基づく肥料や農薬等の使用	・肥料等購入伝票 ・作業日誌等	◎ 推奨
	③ かん水設備等の導入	スプリンクラー、空調機器(換気扇等)等の導入	・購入伝票 ・作業日誌・写真	
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 (R2.7.9修正) ウについては産地交付金の取組みと重複する可能性が高いため推奨する項目から除きました。	① 土壌改良・排水対策の実施	・地域の指導機関が作成・監修した栽培カレンダーや講習会資料に基づく堆肥等の土づくり資材の施用(土壌改良) ・天地返し、プラウ耕、石れき除去、暗渠施工等(排水対策)	・機械購入伝票 ・作業日誌 ・作業写真	
	② 被害防止技術の導入	作柄安定に資するマルチ資材の導入、土壌消毒剤、種子・苗の消毒剤、雨よけビニール、忌避灯、防虫・防風ネット等の導入	・資材等購入伝票 ・作業日誌 ・作業写真	
工 作業環境の改善に資する取組	① 労働安全確認事項の実施	農作業従事者の定期的な安全講習会の受講等	・講習会資料 ・参加者名簿	
	② 農業機械へ安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入	トラクター安全装置装着、空調服、ほ場進入路改良工事等	・購入伝票 ・作業日誌 ・作業写真	
オ 事業継続計画の策定の取組	① 事業継続計画の策定等	事業継続計画の策定、継続計画に基づく資材の備蓄等	・計画書 ・対象者名簿	

◎ 市・町全体での共通取組として推奨する項目(他の項目に比べ、比較的取り組みやすい内容であると思われるもの)

(資料1-2)

高収益作物次期作支援交付金の対象となる取組について

(2) 新たな品種や新技術の導入の取組への支援

【交付単価】

・定額支援：取組類型ごとに**10アール当たり2万円**（中山間地域は10アール当たり2.2万円）

【交付対象】

・ほ場に対して下表の取組項目を実施する面積（複数実施可能）

・交付は取組類型ごとに一ほ場につき**1回限り**

【留意点】

・新品種・新技術導入等に向けた取組については、その取組を実施する方にとって新たな品種又は技術を導入する必要があります。

・後日、取組を実施したことが確認できる証拠書類（面積等整理表、契約書類、購入伝票、栽培履歴等）が必要です。

<国が定める取組項目>

取組類型	取組項目	具体例	実績報告時に必要な証拠書類・確認方法
ア 新たに直販等を行うためのホームページ作成等の環境整備	① 新規契約の締結	新規契約締結面積が対象	・取り組んだことが証明できる書類(取引契約書等)
	② 追加契約の締結	追加契約締結面積が対象	・取り組んだことが証明できる書類(取引契約書等)
	③ 需要開拓による販路の変更	需要開拓による新規取引成立面積	・取り組んだことが証明できる書類(取引契約書等)
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	① 都道府県知事が定める新品種の導入	県が登録した新品種の導入	・取り組んだことが証明できる書類(種苗購入伝票等)
	② 都道府県知事が定める新技術の導入	県が農政局等に協議を行い、承認された取組(品種や技術)の導入	・取り組んだことが証明できる書類
ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組	① 残留農薬基準等への対応	・輸出先国の残留農薬基準の調査 ・輸出用品目に使用可能な農業への変更 等	・取り組んだことが証明できる書類（栽培履歴等）
	② 有機農業の認証取得に向けた取組	・有機農業の認証を新たに取得した面積	・取り組んだことが証明できる書類（認証関係書類等）
	③ GAPの認証取得に向けた取組	GAPの認証を新たに取得した面積	・取り組んだことが証明できる書類（認証関係書類等）
	④ MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組	MPSの認証を新たに取得した面積	・取り組んだことが証明できる書類（認証関係書類等）